



28 福介発第 10643 号
平成 28 年 6 月 24 日

認知症対応型共同生活介護事業者様

大田区福祉部

介護保険課長 丸山 祐二



「利用者からの費用徴収について（通知）」

日頃から、大田区の介護保険事業にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

標記については、平成 26 年 3 月 6 日付け 25 福介発第 13658 号「利用者からの費用徴収について（通知）」により大田区の認知症対応型共同生活介護事業に対する解釈をお示しし、適切な取扱いをお願いしてきたところです。

しかし、近年、利用者からの費用徴収に関する大田区福祉オンブズマンへの苦情申立てが目立つこと、昨年実施された福祉オンブズマンの費用徴収に関する調査結果において適正な費用徴収が行われていない事例が散見されたことから、改めて解釈をお示しすることにしました。

今後は、法令等と共に本通知の別紙 1 及び別紙 2 の内容を十分ご理解の上、今一度利用料等についての取扱いを見直していただき、適正な費用徴収が行われていない場合は速やかに改善してください。

また、運営規程・契約内容（契約書及び重要事項説明書）及び掲示等に変更を要する場合は、入所者及び家族等に対し十分な説明を行い、適切に対応するようお願いします。

今回の改訂に伴い、25 福介発第 13658 号「利用者からの費用徴収について（通知）」は廃止します。

記

送付文書

- (1) 別紙 1 認知症対応型共同生活介護事業所における利用者からの費用徴収について
- (2) 別紙 2 利用者から支払を受けることができる「その他の日常生活費」について

【問合わせ先】

認知症対応型共同生活介護に関して

⇒ 福祉部介護保険課介護サービス担当 電話 5744-1258

新規事業所指定及び変更届に関する事

⇒ 福祉部介護保険課指定担当 電話 5744-1651

指導に関する事

⇒ 福祉部福祉管理課法人指導担当 電話 5744-1215

認知症対応型共同生活介護事業所における利用者からの費用徴収について

1 徹底可能な費用

項目	設定の仕方の考え方・根拠	具体例	備考
家賃	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型共同生活介護事業所の利用者は、当該共同生活住居に入居して介護サービスの提供を受けることになる。 ・家賃設定には通常 <ul style="list-style-type: none"> ①土地の取得及び賃借に係る費用 ②建物の建設、改修、賃借、修繕に係る費用（修繕積立金を含む） ③設備備品の購入、リースに係る費用 等を勘案することとなる。 		
共益費	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が共同で使用する設備や建物等の維持管理に係る費用が該当。 ・対象となるものの内訳を明示することが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ①エレベーター保守点検費 ②消防設備保守点検費 ③町会費 等 	
光熱水費	・当該共同生活住居での生活で必要となる電気、ガス、水道料金が該当。		もっぱら利用者の利用に供する目的以外で設置された自動販売機等の電気料金等は対象外。
食材料費	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の食材料等に係る費用。 ・朝・昼・夕食材料・おやつ等の実費が該当。 		精算、及び利用者に報告することが必要。
理美容代	利用があった場合の実費が該当。		
おむつ代	利用があった場合の実費が該当。		
その他の日常生活費	(1) 利用者等の希望により、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合（個人用、個人の選択（持込み等）が可能な場合）にかかる費用。	歯ブラシ、歯磨き粉 化粧品 箸、スプーン (共用以外で個人的に希望する) シャン	費用徴収が認められるには、 ①利用者又は家族への説明があり、個人の選択により同意の

		プレー、タオル、石鹼 ティッシュペーパー、ヘアブラシ、かみそり 等	あること ②便宜の提供がない利用者を含めた画一的、一律の徴収でないこと等の確認が重要。
	(2) 利用者等の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用。	利用者等が希望によって参加するクラブ活動（習字、お花、絵画、陶芸等）や行事に係る材料費 等	費用徴収が認められるには、 ①利用者又は家族への説明があり、個人の選択により同意のあること ②すべての利用者等のために一律に提供される教養娯楽活動に係る費用でないこと等の確認が重要。
サービス提供とは関係ないものとして徴収する費用	・全くの個別の希望に応じて事業者が物品を購入する場合等は、事業者として提供する便宜ではないため、「その他の日常生活費」には該当せず、サービス提供とは関係のない費用に該当。 ・利用者（家族）の同意を得ることが必要。	①利用者個人用の新聞・雑誌等の購入代金 ②利用者個人の嗜好に基づくせいたく品の購入代金 ③利用者個人の趣味的活動費用 ④利用者個人の希望により外部のクリーニング店に取り次いだ場合のクリーニング代 ⑤参加希望者を募つて行う非定例的な旅行等に係る経費（職員の食事代、人件費を除く） 等	

2 介護報酬に含まれるため利用者負担を求めることができない費用

項目	備考
サービス提供に必要な備品、介護用品	(徴収不可な品目の例) 入浴・清拭用タオル、おしごり、食器、使い捨てグローブ、消毒液、刻み食の調理やとろみ剤等に係る経費、トイレットペーパー、共用の石鹼・シャンプー・ティッシュペーパー・ペーパータオル・洗剤・ラップ・アルミホイル、脱臭剤、消臭剤 等
一律に提供される教養娯楽に係る経費	(徴収不可な品目の例) 共用の新聞・雑誌代、テレビ・ビデオ等に係る経費、観葉植物のリース代、絵画や花などの品代 等
すべての利用者が参加するレクリエーション、定例行事（誕生会、敬老会、節句、等）に係る経費	ボランティアに係る諸経費、講師謝礼等を含む。
業務用通信費	電話、FAX、電子メール、郵便等
協力医療機関への通院に係る費用	人件費、交通費等
行政機関に対する手続き代行	人件費
処遇上必要となった福祉用具 ※個人の希望で利用する場合を除く。	(徴収不可な品目の例) 車いす、歩行器、杖、体位変換用クッション、ポータブルトイレ、特殊寝台 等

利用者等から支払を受けることができる「その他の日常生活費」について

1. 「その他の日常生活費」とは

利用者又はその家族等の自由な選択に基づき、事業者がサービス提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費がこれに該当する。

「その他の日常生活費」の徴収を行うにあたっては以下の基準の遵守が必要である。

参考 「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」

(平成 12 年 3 月 30 日老企 54 号)

- ① 「その他の日常生活費」の対象となる便宜と、保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。
- ② 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の受領は認められないこと。お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあいまいな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要があること。
- ③ 「その他の日常生活費」の対象となる便宜は、利用者又はその家族等の自由な選択に基づいて行われるものでなければならず、事業者は「その他の日常生活費」の受領について利用者又はその家族等に事前に十分な説明を行い、その同意を得なければならないこと。
- ④ 「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものであること。
- ⑤ 「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額は、当該事業所の運営規程において定められなければならず、また、サービスの選択に資するに認められる重要な事項として、施設の見やすい場所に掲示させなければならないこと。ただし、「その他の日常生活費」の額については、その都度変動する性質のものである場合には、「実費」という形の定め方が許されるものであること。

2. 留意点

上記の基準に関わる物品は、事業者がすべての利用者に一律に提供し、その費用を画一的に徴収することは認められません。これらの点を踏まえ、適切な費用徴収を行うこと。

